

# 武蔵野学院大学 学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

- 第1条 武蔵野学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。
- 2 前項の目的を達成すると共に、生涯を通じた持続的な就業力の育成を目指し、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導するものとする。

### (点検評価等)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の措置に加え、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
- 4 認証評価に関し必要な事項は別に定める。

## 第2章 組 織

### (学部・学科)

- 第3条 本学は、国際コミュニケーション学部を置く。
- 2 前項の学部の学科、及び入学定員・編入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	120名	15名	510名

- 3 学部に関する規程は、別に定める。

(図書館)

- 第4条 本学は、図書館を置く。
- 2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附属施設)

- 第5条 本学は、国際センターを置く。
- 2 国際センターに関する規程は、別に定める。

### 第3章 教職員組織・教授会

(教職員組織)

- 第6条 本学に次の教職員を置く。
- 学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な教職員
- 2 前項に規定するもののほか学部長、学科長を置き、副学長を置くことができる。
  - 3 1項に規定にかかわらず、教育研究の組織編制上の適切性から准教授、助教又は助手は置かないことができる。
  - 4 1項の規定にかかわらず、講師は教育研究の必要性がある時に置く。
  - 5 学長は、全学を統括する。
  - 6 副学長は、学長の職務を補佐する。
  - 7 学部長は学長、副学長を補佐して学部を統括する。
  - 8 学科長は、学部長を補佐する。
  - 9 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。加えて、大学全体の運営を偏らず司どる責任能力を有するものとする。
  - 10 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を存し、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - 11 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
  - 12 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - 13 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
  - 14 事務職員、その他の職員に関する規程は、別に定める。

- 15 本学に客員教授を置くことができる。客員教授は、特に学識経験の顕著な者、又は、教育研究上、特に業績のある者から選任する。
- 16 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授については、別に定める。

(教授会)

- 第7条 本学は、教学に関する重要事項を審議するため教授会を置く。
- 2 教授会に関する規程は、別に定める。

(事務局)

- 第8条 本学は、事務局を置く。
- 2 事務局に関する規程は、別に定める。

#### 第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

- 第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

- 第10条 学年を次の2学期に分ける。
- |     |                  |
|-----|------------------|
| 前学期 | 4月1日から9月20日まで    |
| 後学期 | 9月21日から翌年3月31日まで |

(休業日)

- 第11条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 学院創立記念日 6月25日
  - (4) 春期休業 4月1日から4月7日まで
  - (5) 夏期休業 8月1日から9月20日まで
  - (6) 冬期休業 12月16日から翌年1月15日まで
  - (7) 学年末休業 3月11日から3月31日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

## 第5章 学部通則

(修業年限及び在学年限)

第12条 学部の修業年限は4年とする。

- 2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、再入学又は転入学により入学した学生は、入学後の修業年限の2倍に相当する年限を超えることはできない。

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第15条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて出願しなければならない。

- 2 出願の時期・方法・書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選抜)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第 17 条 前条の選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学及び学士入学)

- 第 18 条 短期大学を卒業した者又は外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者で、本学に編入学を志願する者には、選考の上、3 年次に入学を許可する。
- 2 大学を卒業した者又は退学した者で、本学に再入学・転入学または学士入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- 3 再入学・転入学についての必要な事項は、別に定める。

(休学)

- 第 19 条 疾病その他やむを得ない事情により、3 ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 20 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き 1 年を限度として延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第 12 条第 2 項の在学期間に算入しない。

(復学)

- 第 21 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

- 第 22 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 12 条第 2 項に定める在学期間を超えた者
- (2) 第 20 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第 6 章 教育課程・履修方法等

(授業科目)

第 24 条 国際コミュニケーション学部は、授業科目を基礎科目、専門科目、専門実習科目、専門ゼミ科目に区分する。

- 2 授業科目の履修方法及び単位数は別表第 1 のとおりとする。
- 3 学生の履修科目登録単位数の上限については別に定める。

(授業期間)

第 25 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第 26 条 各授業科目の単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 27 条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

第 28 条 学習成績の評価は、A・B・C・Dをもって示し、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 評価に関する事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第 29 条 教育上有益と認める時は、他の大学又は短期大学との協議により、その大学又は短期大学で学修することができる。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 教育上有益と認める時は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、文部科学大臣が別に定める学修、及び本学が特に認めた学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 31 条 教育上有益と認める時は、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)において履修した授業科目について修得した単位及び本学が特に認めた学修を、本学に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位は、編入学及び転入学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第 29 条および第 30 条において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

## 第 7 章 卒業等

(卒業の要件)

第 32 条 本学を卒業するためには、4 年以上在学し、所定の授業科目について 124 単位以上を修得しなければならない。

- 2 3 年次に編入学した学生に前項の規定を適用する場合には、「4 年」とあるのは「2 年」と読み替え、60 単位以下を 1 年次及び 2 年次において、修得したものとみなすことができる。

(卒業)

第 33 条 前条の卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の時期は、学期の末とする。

(学位授与)

第 34 条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を次のとおり授与する。

学 部	学 科	学 位
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	国際コミュニケーション学士

(教育職員免許状の取得)

第 35 条 本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類	教 科
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語・情報

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 条）、及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 29 号）に定める所要の単位を取得しなければならない。
- 3 教員職員免許に係わる授業科目、単位数、履修方法等については、別に定める。

## 第 8 章 外国人留学生・科目等履修生・研究生

(外国人留学生)

第 36 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 37 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という)があるときは、本学の教育に特に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 27 条の規定を準用する。

- 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 38 条 大学を卒業、又は他の大学を卒業見込みの者、又は他の大学の教職員等で特定の専門事項について研究を希望する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 検定料・入学金・授業料・その他費用

(検定料等の金額)

第 39 条 本学の検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費の金額は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 外国人留学生、科目等履修生及び研究生の入学金、授業料等については、別に定める。
- 3 実習費については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 40 条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費及び施設維持費は原則として返還しない。ただし、別に定める期日までに文書により、入学辞退の申し出があった者の授業料、施設設備費及び施設維持費についてはこの限りでない。

(授業料等の納期)

第 41 条 授業料等は、次の 2 期に分けて前納しなければならない。特別の事情があると認められる者には延納を認めることがある。

前学期 納期 3 月

後学期 納期 9 月

- 2 その他の納付金については、別に定める。

(休学の場合の授業料等)

第 42 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学した場合の授業料等)

第 43 条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 44 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 45 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

## 第 10 章 奨学金制度

(奨学金)

第 46 条 人物、学業成績等が優秀な学生又は経済的に修学困難な事情が生じた学生にたいしては、選考のうえ奨学金を貸与若しくは給費することがある。

2 奨学金制度については、別に定める。

## 第 11 章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第 47 条 本学に、保健室、校外施設その他必要な福利厚生施設を置く。

## 第 12 章 賞 罰

(表 彰)

第 48 条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(罰 則)

第 49 条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
  - (2) 学業が劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

### 第13章 別科

(別科)

第50条 本学に別科を置く。

- 2 別科は、日本語別科とし、入学定員は次のとおりとする。  
日本語別科 入学定員 30名
- 3 日本語別科の修業年限は1年とする。
- 4 日本語別科に関する必要な事項は別に定める。

(改正)

第51条 本学則の変更は、教授会の構成員の3分の2以上の承認を得なければならない。

附 則 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、平成22年4月1日から施行する。但し、(教育職員免許状の取得)第35条第3項については、平成22年3月31日に在学している者については、従前の例による。
- 4 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は 時間数			授業 形態	備考
			必 修	選 択	自 由		
基礎科目	文化	文学	1・2		2	講義	卒業要件 124単位以上 基礎科目 必修単位数 4単位
		歴史	1・2		2	講義	
		民俗学	1・2		2	講義	
		倫理学	1・2		2	講義	
	社会	日本国憲法	1・2		2	講義	選択必修単位数 16単位 計20単位以上
		現代社会と法	2・3		2	講義	
		現代社会と政治	1・2		2	講義	
		現代社会とビジネス	1・2		2	講義	
		現代社会と情報	2・3		2	講義	
	科学	環境と科学	2・3		2	講義	
		生活と自然	1・2		2	講義	
		生活と科学	1・2		2	講義	
		コンピュータと情報数学	1・2		2	講義	
	スポーツ	保健体育	1・2		2	講義	
		スポーツ1	1・2		2	実習	
		スポーツ2	2・3		2	実習	
		スポーツ3	2・3		2	実習	
		スポーツと健康1	1・2		2	演習	
		スポーツと健康2	1・2		2	演習	
	総合科目	英語コミュニケーション	1・2		2	演習	
		中国語コミュニケーション	1・2		2	演習	
		かけがえのない地球	2・3		2	講義	
		人間と安全保障	3・4		2	講義	
		女性論	3・4		2	講義	
ボランティア		1・2		2	講義		
現代企業と職業		1・2		2	講義		
リカレント教育論		1・2		2	講義		
アカデミックライティング		1	2		演習		
コミュニケーション育成		1	2		講義		

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は 時間数			授業 形態	備考
			必 修	選 択	自 由		
専 門 科 目	言 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 目	Freshman English Reading	1	2		演習	言語コミュニケーション科目
		Freshman English Writing	1	2		演習	必修単位数 12単位
		Freshman Oral English	1	2		演習	選択必修単位数 6単位
		Advanced English Reading	2	2		演習	計18単位以上
		Advanced English Writing	2	2		演習	
		Advanced Oral English	1	2		演習	
		Integrated English	3・4		2	演習	
		English Grammar	2・3		2	演習	
		Public Speaking	2・3		2	演習	
		Freshman Communication English	1・2		2	演習	
		Advanced Communication English	2・3		2	演習	
		英語討論	3・4		2	演習	
		ビジネス英語	3・4		2	演習	
		英語学概論	2・3		2	講義	
		英米文学史	1・2		2	講義	
		英語講読	3・4		2	演習	
		中国語Ⅰ(初級)	1・2		2	演習	
		中国語Ⅱ(中級)	1・2		2	演習	
		中国語Ⅲ(上級)	2・3		2	演習	
		フランス語Ⅰ(初級)	1・2		2	演習	
フランス語Ⅱ(中級)	1・2		2	演習			
日本語Ⅰ(初級)	1・2		2	演習	※日本語Ⅰ～Ⅲは留学生・帰国子女のみ		
日本語Ⅱ(中級)	1・2		2	演習			
日本語Ⅲ(上級)	2・3		2	演習			
コ ン ピ ユ ー タ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 目	コ ン ピ ユ ー タ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 科 目	情報処理入門	1	2		演習	コンピュータコミュニケーション科目
		情報関連法規	1・2		2	講義	必修単位数 4単位
		Computer Training 1	1	2		演習	選択必修単位数 6単位
		Computer Training 2	1		2	演習	計10単位以上
		情報処理応用演習Ⅰ	2・3		4	演習	
		情報処理応用演習Ⅱ	2・3		4	演習	
		ネットワークシステム	1・2		4	講義	
		システム設計	2・3		2	演習	
		デジタル通信	1・2		2	講義	
		情報検索	2・3		2	演習	言語コミュニケーション科目とコンピュータ
		マルチメディア表現	3・4		2	演習	コミュニケーション科目の中より、上記を除
		情報機器利用プレゼンテーション演習	3・4		4	演習	いて選択必修単位数 8単位
		社会情報システム論	1・2		2	講義	計8単位以上
		情報と職業	1・2		2	講義	

授業科目の名称		配当 年次	単位数又は 時間数			授業 形態	備考
			必 修	選 択	自 由		
専 門 科 目	人 間 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 理 解 関 連 科 目	コミュニケーション概論	2・3	2		講義	人間コミュニケーション理解関連科目 選択必修単位数 10単位 計10単位以上
		マス・コミュニケーション概論	2・3	2		講義	
		異文化コミュニケーション	1・2	2		講義	
		プレゼンテーション	1・2	2		講義	
		言語的コミュニケーション論	2・3	2		講義	
		非言語的コミュニケーション論1(音楽表現)	1・2	2		演習	
		非言語的コミュニケーション論2(造形表現)	1・2	2		演習	
		非言語的コミュニケーション論3(行動表現)	3・4	2		演習	
		コマーシャル表現論	3・4	2		講義	
		映像表現論	1・2	2		講義	
		社会学概論	1・2	2		講義	
		心理学概論	1・2	2		講義	
		カウンセリング	2・3	2		講義	
		発達心理学	3・4	2		講義	
		社会心理学	2・3	2		講義	
		教育社会学	1・2	2		講義	
		社会福祉	1・2	2		講義	
		老人福祉	2・3	2		講義	
		家族関係論	3・4	2		講義	
		世代交流論	2・3	2		講義	
関 日 連 本 科 理 目 解	日 本 文 化 論	日本文化論	1・2	2		講義	日本理解関連科目 選択必修単位数 6単位 計6単位以上
		日本の生活文化	3・4	2		講義	
		日本の文学とことば	1・2	2		講義	
		日本の思想と宗教	2・3	2		講義	
		日本の政治と歴史	1・2	2		講義	
国 際 情 勢 理 解 関 連 科 目	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	国際コミュニケーション	1・2	2		講義	国際情勢理解関連科目 選択必修単位数 10単位 計10単位以上
		国際関係	3・4	2		講義	
		国際情勢	1・2	2		講義	
		国際情報論	3・4	2		講義	
		危機管理	1・2	2		講義	
		国際政治史	1・2	2		講義	
		国際サービス	3・4	2		講義	
		ビジネス・マネジメント	3・4	2		講義	
		簿記・会計	1・2	2		講義	
		金融論	3・4	2		講義	
		国際経済協力	2・3	2		講義	
		国際文化交流	1・2	2		講義	

授業科目の名称		配当年次	単位数又は時間数			授業形態	備考
			必修	選択	自由		
専門科目	地域事情理解関連科目	アメリカ文化事情Ⅰ	1・2	2		講義	地域事情理解関連科目 選択必修単位数 10単位 計10単位以上 人間コミュニケーション理解関連科目、日本 理解関連科目、国際情勢理解関連科目、 地域事情理解関連科目の中より上記を除い て選択必修単位数 12単位 計12単位以上
		アメリカ文化事情Ⅱ	1・2	2		講義	
		日米交渉史	3・4	2		講義	
		西欧文化事情Ⅰ	3・4	2		講義	
		西欧文化事情Ⅱ	3・4	2		講義	
		オセアニア文化事情	1・2	2		講義	
		アラブ文化事情	3・4	2		講義	
		東南アジア文化事情	2・3	2		講義	
		中国文化事情Ⅰ	1・2	2		講義	
		中国文化事情Ⅱ	1・2	2		講義	
		日中交渉史	2・3	2		講義	
		韓国文化事情	1・2	2		講義	
日本事情	1・2	2		講義			
専門実習科目	国際コミュニケーション実習	海外研修	2・3	6		実習	国際コミュニケーション実習 選択必修単位数 8単位 計8単位以上
		国際交流	3・4	2		実習	
		インターンシップ1	2・3	2		実習	
		インターンシップ2	2・3	2		実習	
		国際ボランティア	2・3	6		実習	
		ボランティア1	2・3	2		実習	
		ボランティア2	2・3	2		実習	
		日本の伝統文化1(華道・茶道)	3・4	2		演習	
日本の伝統文化2(書道・伝統芸能)	3・4	2		演習			
専門ゼミ科目	国際コミュニケーション関連ゼミ	演習Ⅰ(入門)	3	4		演習	国際コミュニケーション関連ゼミ 選択必修単位数 12単位 計12単位以上
		演習Ⅱ(専門基礎)	3	4		演習	
		演習Ⅲ(専門発展)	4, 秋3	4		演習	
		演習Ⅳ(専門完結)	4	4		演習	

### 履修方法

区分		必修	選択必修	卒業要件単位		
基礎科目	文化		16	20単位以上		
	社会					
	科学					
	スポーツ					
	総合科目					
	キャリア形成	4				
専門科目	言語コミュニケーション科目	12	8	84単位以上		
	コンピュータコミュニケーション科目	4			6	
	人間コミュニケーション理解関連科目		12		10	
	日本理解関連科目					6
	国際情勢理解関連科目					10
	地域事情理解関連科目					10
科実専門 目習門	国際コミュニケーション実習		8	8単位以上		
科ゼ専門 目ミ門	国際コミュニケーション関連ゼミ		12	12単位以上		
合計		20	104	124単位以上		

## 別表第2

## 学生納付金内訳表

(単位 円)

	学 年	入学金	授業料	施設設備費	施設維持費	合 計	入学検定料
武蔵野学院大学 (国際コミュニケーション学部) (国際コミュニケーション学科)	1年次	200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000	30,000
	2年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
	3年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—
	3年次 編入学	200,000	700,000	150,000	60,000	1,110,000	30,000
	4年次	—	700,000	150,000	60,000	910,000	—